

# 税の申告

問合せ 市民税課 内線 236

2月5日(金)から、市・県民税の申告相談受付が始まります。

## 01 申告が必要な方

- ▼ 公的年金を受給している方で、医療費控除などの各種控除があるかた
- ▼ 給与所得者で次のいずれかに当てはまる方
  - 給与・公的年金以外に所得がある
  - 勤務先から日立市に「給与支払報告書」が提出されていない \*分からない場合は勤務先に確認してください。
  - 昨年中に退職し、その後再就職していない
- ▼ 営業、農業、不動産などの所得があった方 (所得税の確定申告をする必要がない方)

## 02 申告が不要な方

- ▼ 令和2(2020)年分所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
  - 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等に係る所得について、所得税と異なる課税方式(申告不要制度・総合課税・申告分離課税)を選択する場合は、確定申告とは別に、市・県民税の申告が必要です。
- ▼ 年末調整された給与所得のみで、勤務先から日立市に「給与支払報告書」が提出されている方
- ▼ 公的年金のみを受給している方で、医療費控除などの各種控除がないかた

## 03 相談会場での申告受付(今年は完全予約制です)

- ▼ 新型コロナウイルス感染症対策のため、申告会場は完全予約制になります
- ▼ 会場・日程を確認の上、下記の予約専用ダイヤルへ電話で申し込みを
  - \* ご予約のない方は受付できません。

申告相談受付予約専用ダイヤル  
TEL 0570-041-042

- 受付期間 1月21日(木)～3月12日(金)  
\* 土・日曜日・祝日を除く
- 受付時間 午前8時30分～午後5時  
\* 当日予約はできません。各日とも、定員になり次第終了となります。  
\* 電話がつながりにくい場合は、しばらく経ってからお掛け直してください。

申告相談日程	会場	予約時間 (全会場共通)
2月5日(金)・8日(月)・9日(火)	十王総合健康福祉センター(ゆうゆう十王)	午前8時30分から午後3時30分までの30分間隔 * 午後3時30分の回が最終
2月10日(水)	中里交流センター	
2月15日(月)・16日(火)	豊浦交流センター	
2月17日(水)～19日(金)	日高交流センター	
2月24日(水)～26日(金)、3月1日(月)～3日(水)	大久保交流センター(多賀市民プラザ内)	
3月4日(木)・5日(金)・8日(月)・9日(火)	久慈交流センター	
3月10日(水)～12日(金)・15日(月)	消防本部3階講堂	

- \* 来場時はマスクを着用してください。発熱などの症状がみられる場合には、来場をお控えください。
- \* 予約時間の5分前に会場にお越しください。時間を厳守してください。

- ▼ 昨年、市の会場で申告し、右の通知が届いた方は、同封の「お知らせ」に記載された予約番号で予約してください。



## 04 申告のときに必要なもの

### ▼申告書（本庁・各支所・申告会場にあります）

\*申告者本人と配偶者、扶養親族で控除を受ける方のマイナンバーの記載が必要です。

### ▼本人確認書類（次の **A** **B** のどちらか）

**A** マイナンバーカード

**B** マイナンバー通知カードと運転免許証、保険証など（身元確認ができるもの）

\*郵送提出の場合は、**A**（表・裏の両方）または **B** どちらかの写しを同封

### ▼はんこ

\*郵送提出の場合は、申告者の氏名欄に押印

### ▼所得の計算に必要なもの

■給与、年金などの令和2（2020）年分の源

泉徴収票または給与明細書など

### ▼令和2（2020）年中に支払った下記の領収書または証明書

■国民年金、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など

■生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料

■障害者控除の適用を受ける方は障害者手帳など  
\*郵送提出の場合は、手帳の写しを同封

■医療費控除を受ける方は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」（本庁・各支所・申告会場にあります）の添付が必要です。昨年中に支払った医療費を合計してからお越しくください。

## 05 所得税の確定申告（還付申告）について

▼所得税の確定申告（医療費控除などによる還付申告を含む）の相談受付は、2月1日(月)から確定申告会場（日立シビックセンターマールホール）で実施されます。なお、還付申告書は、2月1日(月)前でも税務署に直接提出できます。日程など詳細は10ページをご覧ください。

### ▼市で受け付けできる所得税の確定申告

市の申告相談受付会場で受け付けできる所得税の確定申告は、「給与所得及び雑所得のみの方」が対象です。なお、確定申告をする方は、税務署からのはがきをお持ちください。

### ▼市で受け付けできない所得税の確定申告

次のいずれかに当てはまる方は、税務署が開設する確定申告会場で申告してください（前年の確定申告書及び収支内訳書の控えを必ず持参してください）。

■営業、農業、不動産の所得を申告する

■株式、土地などの譲渡所得や配当、先物取引による所得を申告する

■住宅借入金等特別控除など、住宅税制による減税を申告する

■国外居住親族の扶養を申告する

## 06 市・県民税申告書の郵送での提出について

市のホームページ「市民税・県民税仮計算・申告書作成システム」で市・県民税の申告書が作成できます（利用は1月下旬から）。

作成した申告書は「04 申告のときに必要なもの」を添付して市民税課へ郵送してください。

ご自宅にパソコンがない方や、紙での市・県民税申告を希望する方は、用紙を郵送しますので、市民税課にご連絡ください。

\*システムの利用方法などの詳細は、市のホームページをご覧ください。